

### 基本方針1 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ち（自尊感情）を育て、同時に他の人の生命と生き方を尊重する人間を育成するため、「いのちの教育」を学校・家庭・地域が力を合わせて推進します。

また、少子高齢化を伴う急激な人口減少の進行が予想される中、県勢発展の基礎は「人」であるとの認識のもと、山形県を未来に向けて維持・発展させていくため、先人から祖父母、親、そして自分へと受け継がれてきた生命を大切にし、新たな生命を育み、次の世代にしっかりとつないでいくことの大切さを教えていきます。

#### 主要施策1 「いのちの教育」の推進

子どもの生活は、学校・家庭・地域で区切られるものではなく、相互につながっています。

これまで行われてきた学校における「いのちの教育」の実践は、家庭や地域における「いのちの教育」と結びついてこそ、その成果が現れます。

家庭においては、「いのちの教育」の根幹である、安心感や信頼感、自己有用感を子どもが体感できるよう、「自分は愛されている、大切にされている」という体験を親子の愛情、家族の触れ合いを通して乳幼児期から積み重ねていけるようにします。

子どもの社会は、家族という単位から徐々に地域社会に広がっていきます。親等を孤立させない取組みを促進するとともに、地域資源を活かした体験活動等を通して、子どもも地域住民も自己有用感を高めることができるよう地域の「いのちの教育」の実践を促進します。

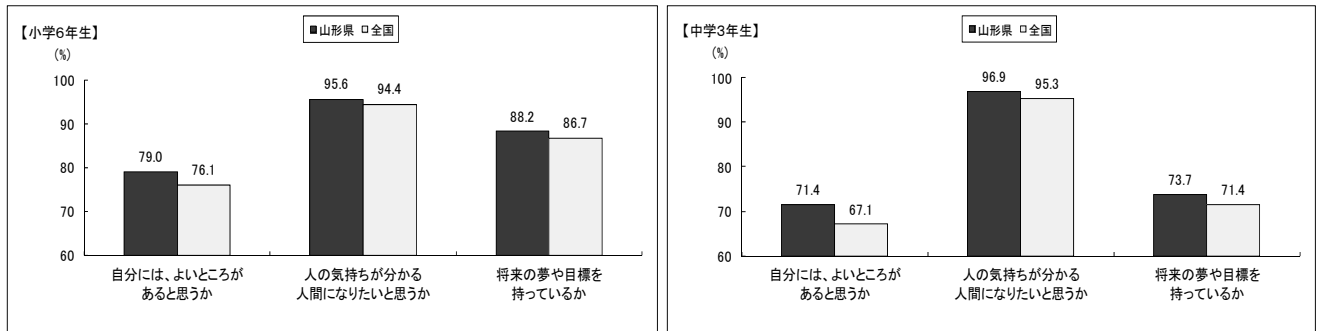
#### 【現状と課題】

5教振における「いのちの教育」の取組みとして、学校では、日常的な人との関わりや触れ合いを基本としながら、子ども一人ひとりに役割や責任を持たせたり、「いのち」の大切さやつながりを感じさせたりすることを通して、子どもたちの自尊感情を高めています。

家庭において「いのちの教育」の主要な役割を担うのは、親です。親が親としての役目を果たすには、それなりの学習と周りの支援が必要です。また、子どもの成長とともに、親も親として成長していくことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じた親等の継続的な学習の機会を充実していく必要があります。

以前は、親が親として成長していくための支援は、祖父母や地域住民が担ってきました。しかし、核家族化や都市化が進む中で、地域の支え合う力も弱くなっています。地域の中で子どもを活かす活動、また、地域資源を活かしながら、子どもも大人も自己有用感を感じられる地域における「いのちの教育」を進めていくことが求められます。

## ○ 自分自身や他者との関わりに関する児童生徒の意識



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

### 【主な取組み】

#### ① 「手引き」作成による系統的な「いのちの教育」の推進

「いのちの教育」に関する既存の資料や各学校の実践等を集約して「手引き」としてまとめ、幼保・小・中・高等学校における系統性や継続性、さらには、学校・家庭・地域の連携・協働を意識した「いのちの教育」の実践と普及を進めます。

#### ② 学校における「いのちの教育」の実践

自らの夢を大切に、社会における自立をイメージしながら将来の生き方を考えさせる学習を進めます。

ア 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域とのつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。

イ 教師用指導資料「性といのちの学習」の手引き（小学生版、中学生・高校生版）を改訂し、全ての小・中・高等学校で活用します。

ウ 「いのちの日」の設定など、各学校がそれぞれの実情に応じて「いのちの教育」に取り組みます。

#### ③ 家庭における「いのちの教育」の実践

子どもが「自分は愛されている、大切にされている」ことを体感し、自尊感情と他者を思いやる心を育ていけるよう、親が子どもを慈しむことの大切さや、子どもの発達段階に応じた子育て、家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。

#### ④ 地域における「いのちの教育」の実践

子どもや地域住民の自己有用感を高めるため、社会教育団体が実施する「いのちの教育」に関連する活動を支援するとともに、放課後子ども教室や学校支援地域本部、公民館等が実施する自然体験やボランティア体験、地域貢献活動等を充実します。

【目標指標】	現況値	目標 (H32)
① 児童生徒の自分自身や他者との関わりに関する意識の向上		
○ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小6	79.0%(H26)
	中3	71.4%(H26)
○ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6	88.2%(H26)
	中3	73.7%(H26)

## 主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、子どもたちに思いやりの心と規範意識を育むことは、いつの時代にあっても教育に求められる不易の部分です。

現在、全国的にいじめが社会問題化し、子どもだけでなく大人も含めて規範意識やモラルの低下が指摘されています。こうした中、政府においては、いじめ防止対策推進法を制定するとともに、道徳の教科化について検討しています。

本県においても、道徳や人権に関する教育を充実するとともに、学校と家庭・地域が連携し県民が一丸となっていじめ防止に向けた取組みを推進します。また、生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

### 1 道徳教育・人権教育の充実

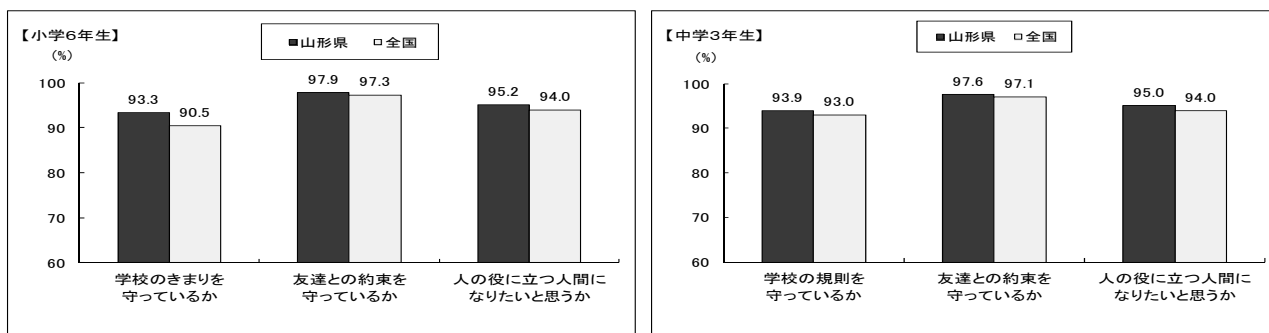
#### 【現状と課題】

本県の児童生徒は、全国と比較して道徳性や規範に関する意識は高い傾向にあります。

一方、全国的に最近の児童生徒の傾向として、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成が不十分などの指摘があります。

このため、道徳の時間を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図る必要があります。あわせて、人権教育や多様な体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で児童生徒の健全育成に向けた取組みを行っていく必要があります。

#### ○ 道徳性や規範意識などに関する児童生徒の意識



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

#### 【主な取組み】

##### ① 山形県読み物資料集等の活用

山形県道徳読み物資料集（小学生版・中学生版）を活用するとともに、各地域の特色を活かした道徳教育を実施し、授業内容の充実を図ります。

##### ② 「道徳の教科化」への対応

道徳教育の抜本的な充実と教科化するという教育再生実行会議の第一次提言（平成25年2月）を受け、文部科学省が検討している「道徳の教科化（特別の教科 道徳(仮称)）」について、その動向を踏まえながら適切に対応します。

③ 山形県人権教育推進計画（仮称）の策定

学校における人権教育を体系的・組織的に進めるため、山形県人権教育推進計画（仮称）を策定し、人権教育の充実を図ります。

④ 学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進

山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等と連携し、やまがた教育の日や“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動等の機会を活用しながら、学校・家庭・地域が連携して人権教育に取り組みます。

## 2 いじめ防止に向けた取組みの推進

### 【現状と課題】

いじめが社会問題化し、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つとなっています。

こうした中、政府は、いじめの問題は「学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である」との認識のもと、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することを目的に、平成25年6月、いじめ防止対策推進法を制定しました。

これを受け県では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、山形県いじめ防止対策の推進に関する条例を制定（平成26年3月）するとともに、いじめの未然防止・早期発見・適切な対応をより実効的に進めるため、山形県いじめ防止基本方針を策定（平成26年4月）したところです。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向け真剣に取り組んでいかなければなりません。

### 【主な取組み】

① いじめ防止に向けた総合的な対応

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例及び山形県いじめ防止基本方針に基づき、関係部局、関係機関・団体と連携していじめ問題に組織的・総合的に対応します。

② 社会全体での取組み

山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携し、学校と家庭・地域が一体となって進める“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を県内全域で展開するなど、社会全体でいじめ防止に取り組みます。

③ 学校における取組み

学校におけるいじめ防止に向けて、友だち同士が支え合い、相談し合える関係を大切にしたい児童生徒の主体的な活動を充実させます。

また、学校におけるいじめの未然防止・早期発見・実態把握の強化と適切な相談・対応の実施を確保するため、教職員の研修を充実するほか、学校に専門家を派遣し、いじめの相談・対応のための組織体制の整備を進めます。

④ 県教育委員会による支援

各教育事務所に専門家等で構成するいじめ解決支援チームを設置し、市町村教育委員会と連携・協力しながら、小・中学校におけるいじめの解決や課題を抱える児童生徒への支援を行います。

県立学校については、県教育センターが中心となって、教員研修の実施や個別のいじめ事案に係る対応を支援します。

山形県いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月策定）

～ いじめの未然防止・早期発見・適切な対応の概要 ～

1 いじめ防止等の基本的施策

(1) 未然防止 ～学校・家庭（P T A）・地域と連携した取組み～

- ① “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動による県民一丸となった運動の展開
- ② 児童生徒の主体的な活動の推進。児童生徒が互いに信頼しあえる集団づくり
- ③ P T A組織や保護者同士のネットワークを活かした特色ある取組みの推進

(2) 早期発見 ～いじめに気づく、見逃さない努力と工夫～

- ① 日々の校内生活観察、チェックリストの活用等による教職員の努力
- ② アンケートや生活ノート等の活用による児童生徒からの情報収集と相談対応
- ③ チェックリストやアンケート等の活用による保護者からの情報収集と相談対応
- ④ 校内組織による組織的な情報収集と管理職への報告徹底。相談・対応体制の整備

(3) 適切な対応 ～徹底した組織的対応～

- ① いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと組織的に対応
- ② 迅速かつ丁寧に保護者に事実関係を説明。いじめられた児童生徒の安全の確保
- ③ 校内組織で指導方針や体制を確認。役割分担に応じて継続的に対応

2 ネット上のいじめへの対応 ～スマートフォン・携帯等ネット上でのいじめの未然防止と適切な対応～

(1) ネット上のいじめの未然防止

- ① 情報モラル指導
- ② フィルタリングやペアレンタルコントロールなど、家庭・地域・P T Aとの連携

(2) 早期発見・早期対応

- ① いじめのサインのキャッチと相談体制の整備
- ② ネットパトロールの実施と削除依頼。被害防止の取組み

### 3 生徒指導・教育相談体制の整備充実

#### 【現状と課題】

本県では、「教育山形『さんさん』プラン」により、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めてきました。加えて、学校へのスクールカウンセラー配置やスクールソーシャルワーカー派遣などの人的支援のほか、教育相談ダイヤルやいじめ相談ダイヤルの開設など相談体制を充実させてきました。その結果、不登校児童生徒の出現率は、全国平均よりも低く、かつ減少傾向にあるなど一定の成果を上げています。

しかし、平成 25 年度時点で小・中学校 901 名（出現率 0.98%）、高等学校 472 名（出現率 1.46%）と、不登校に悩む児童生徒が存在しており、引き続き適切な対応が求められます。

また、暴力行為や非行などの問題行動についても、減少傾向にはあるものの、低年齢化や集団化が懸念される状況です。このため、問題行動の未然防止に向け、家庭・地域、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

#### 【主な取組み】

##### ① 各学校における組織的・計画的な生徒指導の推進

日常の生徒指導により望ましい人間関係づくりを進めるとともに、生徒指導上の諸問題に関する実態把握や研修会等を実施することにより、教員の対応能力を高め、各学校における組織的・計画的な生徒指導を推進します。

##### ② 教育相談体制や学習支援体制の整備・強化

不登校や問題行動等の予防、早期発見・適切な対応のため、スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー等外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への学習支援体制の整備を一層強化します。

##### ③ 関係機関との連携強化

問題行動の未然防止等に向け、警察や児童相談所、山形県青少年育成県民会議等の関係機関と連携し、児童生徒の健全育成を推進します。

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
① いじめ、不登校の状況改善			
○ いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合	小・中・高・特支	72.2% (H25)	100%に近づける
○ 不登校児童生徒の出現率	小	0.28% (H25)	減少させる
	中	2.28% (H25)	
② 児童生徒の規範意識の向上			
○ 学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合	小6	93.3% (H26)	増加させる
	中3	93.9% (H26)	

### 主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

少子高齢化を伴う急激な人口減少が予想される中、県では人口減少を抑制するため、総合的な少子化対策の推進など人口減少対策を進めています。

地域コミュニティの維持・発展を実現するためには、先人から脈々と受け継がれてきた生命を、次の世代へとつなげていく必要があります。県教育委員会でも県が進める総合的な少子化対策と連携し、自分が受け継いだ大切な生命を、次世代につないでいくことの意味を知り、どうつないでいくかを学ぶ、生命の縦糸をしっかりと次の世代に伝えていく教育を推進します。

#### 【現状と課題】

生命の継承の大切さについて、これまでも「いのちをつなぐ『性』について考える」を一つの視点として取り組んできましたが、「性」に関する指導を中心に、「いのちの尊さ」を基盤とした自尊感情を高めることに力点が置かれてきました。

一方、「生命の継承（つながり）」に視点を向けると、「いのち」の「つながりや多様性」に着目した取組みは実施されていますが、「地域」や「人」とのつながりが中心となる傾向にあり、「親と子のつながり」や「子どもを産み育て、生命をつなぐ」ことの大切さについての学習は、あまり焦点が当てられてきませんでした。

現在、少子高齢化を伴う人口減少への対応が極めて重要かつ緊急な課題となっています。

この課題に対応するため、教育の分野においては、「生命の継承」の大切さについて、伝え、教えることが一層求められています。今まで大切にしてきた「いのちの尊さ」を考える学習はもちろん、次代の親となる者として、自らのライフデザインを考える機会を持つとともに、結婚、出産、子育てや家庭教育の大切さ・喜びを学ぶ活動を展開していく必要があります。

この活動は、各学校段階での活動、親となる世代での活動、子育てを支援する世代での活動などが考えられ、学校・家庭・地域、関係機関が連携しながら進めていくことが求められます。

#### 【主な取組み】

##### ① 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせる教育の実施

社会経済の活力減退、地域コミュニティの存立、豊かな自然や各地域の民俗芸能の喪失など、人口減少による社会への影響と、先人から受け継がれてきた「生命」を次の世代へ引き継ぐことの大切さについて、生徒同士の議論等を通して、深く考えさせる教育を実践します。

##### ② 性といのちの教育の着実な実施

生命尊重を基盤として、性に関して主体的に判断し、適切に行動できる能力を育成するために教科、領域と関連を図りながら、性といのちの教育を行います。

##### ③ 次代の親としての意識の醸成

中学生や高校生が、子どもの成長のために親や家族が果たす役割について理解するとともに、将来の自分の在り方を考え、親になる者として自覚が持てるよう、独自の教材を作成し、授業で活用します。併せて、乳幼児との触れ合いや交流、結婚や子育てを含めたライフデザインに関する講習会など、実践的・体験的な学習活動を推進します。

④ 地域全体による子育て支援

親や祖父母、地域の関係者を対象に家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、公民館等を拠点とした子育て支援を展開するなど、地域全体で見守り支援する体制づくりを進めます。

⑤ 関係部局と連携した少子化対策の推進

県民が安心して将来の山形を担う子どもたちを生み、育てることができる社会等を実現するため、「子育てするなら山形県」推進本部を中心に、関係部局と連携して子育て支援・少子化対策に取り組みます。

⑥ 部局横断による人口減少対策の推進

本県の喫緊の課題である人口減少対策を効果的かつ総合的に推進するために設置された部局横断の「人口減少対策プロジェクトチーム」の中間報告（平成 26 年 12 月）を踏まえ、県教育委員会においても、関係部局と連携して人口減少対策に取り組みます。

《教育庁の取り組み例》

ア 総合的な少子化対策の推進

- ・ 次代を担う若者への意識啓発の推進（主要施策 3）

イ 人材の県内定着・県内回帰の推進

- ・ 高校生等の段階からの県内就職促進に向けた情報提供等（主要施策 9（2）参照）
- ・ 郷土愛を育む教育の推進（主要施策 1 4 参照）

ウ 活力ある地域づくりの推進

- ・ 地域と学校の連携・協働による学校を拠点とした地域活性化の推進

（主要施策 1 2 参照）

【参考】「やまがた子育て応援プラン」（平成 27 年 3 月策定 計画期間：H27～H31）

〈施策展開〉

【基本の柱 1】 結婚支援の充実・強化

- ① 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援
- ② 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザインの形成支援

【基本の柱 2】 子育て支援の充実・強化

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
- ② 地域における子育て支援の充実
- ③ 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり
- ④ 子育て家庭等に対する経済的支援の充実
- ⑤ ひとり親家庭への支援
- ⑥ 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備
- ⑦ 学校・地域・家庭の連携による教育の展開

【基本の柱 3】 仕事と家庭の両立支援の推進

- ① 両立を支援する保育サービス等の充実
- ② 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化
- ③ 男性の育児・家事参画の促進
- ④ 女性の活躍促進
- ⑤ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【基本の柱 4】 若者が活躍できる環境づくりの推進

- ① 若者の意欲の醸成
- ② 若者の生活基盤（雇用）の確保
- ③ 若者の地域への愛着や誇りの涵養
- ④ U J I ターンによる若者の県内移住促進

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
① 次代の親としての意識の醸成			
○ 本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	高	H27 独自教材作成	100%



## 基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

豊かな心と健やかな体は、人が社会を生きぬくために欠かせない基盤です。

豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力など身に付けさせるため、家庭教育や幼児教育を充実させるとともに、自然や動植物との触れ合い、感性を揺さぶる体験、読書活動などを充実させます。

生涯を通して健康で生き活きと生活することができるよう、健康管理能力の向上、望ましい食習慣の確立、体力・運動能力の向上を通して、健やかな体を育成します。

### 主要施策4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

家庭は、教育の原点であり、子どもの教育に第一義的責任を有するものです。家庭における親の役割と責任として、あいさつや言葉遣い、生活リズムなどの基本的な生活習慣を身に付けさせることはもちろん、他人への思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを養うことを「躰」として教えていくことが求められます。そして、その身に付けたものを子どもたちが次世代の親として、受け継ぎ、伝えていくという好循環につなげていきます。

家庭とともに、幼児期の教育を担うのは、幼稚園や保育所等の幼児教育施設です。幼児期に培われた資質は、小学校以降の生活や学習の基盤となります。このため、幼児教育施設においては、自主性と他を思いやる心、人と関わる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現する力など、人間力の基礎を育む教育の充実が一層求められます。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、子育て支援や親の教育力の向上を支援します。

## 1 家庭教育の充実

### 【現状と課題】

「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である」という認識のもと、家庭教育の支援に取り組んできましたが、多くの親が子育てや家庭教育に何らかの不安や悩みを抱えており、また、いじめや不登校、児童虐待など、子どもの育ちを巡る問題も複雑化しています。

都市化や核家族化の進行、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、社会全体で家庭教育を支えていくことが求められます。このため、PTAなどと連携し、親が子どもの発達段階に応じた家庭教育について学ぶ場を提供するとともに、地域や企業・団体も含め社会全体で、家庭教育を「みんなで学び、取り組んでいこう」とする気運を醸成することが必要です。

一方で、家庭教育に関する学習機会があっても様々な事情により参加できない家庭があります。こうした家庭や困難を抱えている家庭には、直接訪問するなどアウトリーチ支援<sup>※</sup>を検討していく必要があります。また、将来、親となる世代に対しても、家庭教育の大切さを若いうちから啓発していく必要があります。

※ アウトリーチ支援：問題を抱え支援が必要な家庭に対して、訪問等により積極的に支援を届けること。

## 【主な取組み】

### ① 社会全体で家庭教育に取り組む気運の醸成

P T Aや保護者会、企業・団体などに対して、それぞれ家庭教育に関するテーマを掲げ、具体的な取組みを進めるよう啓発するとともに、要請に応じて家庭教育アドバイザー等を派遣し、社会全体で家庭教育を大切にする気運の醸成を図ります。

### ② 幼児共育の推進

家庭と幼稚園・保育所等及び地域の大人がみんなで幼児期の子どもを育てる幼児共育<sup>※</sup>を一層推進します。事業の実施にあたっては、人やモノ、自然との関わりや親子のふれあいを大切にした体験活動を重点的に行っていきます。

※ 幼児共育（ともいく）：生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもを、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が連携して、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」共に育てていく本県独自の考え方。

### ③ 子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実

乳幼児健診や就学時健診などの親が集まる機会を捉え、家庭教育講座を実施します。

また、公民館やP T Aに家庭教育に関する学習・研修の実施を促すとともに、テーマに応じた講師を紹介します。

### ④ 地域における家庭教育支援者の育成

子育て経験者や教職員O B等を、親等の相談に対し助言を行う家庭教育支援者として養成し、公民館等を拠点とした地域における家庭教育支援体制を充実させます。

### ⑤ 学習の機会が届かない親に対する支援

子育てや家庭教育に関する学習機会等に参加できない親や困難を抱えている親を支援するため、家庭教育支援者と教育・福祉・保健等関係機関が連携した「家庭教育支援チーム」の組織化を図り、家庭に直接訪問して、情報を提供したり、相談に応じたりするアウトリーチ支援を実施します。

### ⑥ 次代の親としての意識の醸成〈主要施策3の再掲〉

〈参考〉やまがた子育て応援プラン次期計画〈主要施策3参照〉

## 2 幼児教育の充実

### 【現状と課題】

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものです。

幼児の学びは、生活や遊びを通じた体験から育まれます。このため、幼稚園・保育所等の幼児教育施設においては、幼児一人ひとりの行動の理解と予想に基づき、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼稚園教員や保育等の教育力の一層の向上が求められます。

県では、幼保小連携スタートプログラムを作成・配布し、幼稚園・保育所等と小学校との連携の必要性や大切さについて周知を図ってきました。しかし、幼児教育の特徴について、小学校教員の理解が十分でなかったり、その反対に、小学校教育の特徴の理解が、幼児教育側で十分でなかったりするなどの指摘もあります。

今後とも、互いの教育の理解を図る研修等を充実しながら、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進する必要があります。

## 【主な取組み】

### ① 幼稚園教員・保育士等の教育力向上

体験や遊びを通して幼児の主體的な活動を確保し、幼児が自主性や思いやりを育むことができるよう、幼児教育を担う幼稚園教員・保育士等の教育力向上を図るための研修会を充実させます。

### ② 幼保小の連携促進

幼稚園・保育所等及び小学校における子どもの成長と学びが、円滑に接続できるよう、幼保小連携スタートプログラムの活用を促進します。また、幼児教育、小学校教育を担う教職員が、互いの教育を理解し合いながら教育を進められるよう、幼稚園・保育所等と小学校の教員・保育士等の合同研修会や施設の相互訪問などの研修を推進します。

### ③ 幼児共育の推進 <主要施策4の1の再掲>

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
①	家庭の教育力の向上		
	○ 家庭教育講座等を実施した市町村	33 市町村 (H25)	全市町村
②	幼保小連携の充実		
	○ 幼稚園・保育所等と教員同士の合同研修を実施した小学校の割合	小 75.6% (H25)	85.0%

## 主要施策5 豊かな心の育成

現在の社会は、人との関わりや自然と触れ合う機会が少なくなり、価値あるものへの感受性や、他人を思いやる心が育ちにくくなっています。

読書活動や文化芸術活動を推進するとともに、自然や地域の中での様々な体験活動、奉仕活動を充実することにより、表現力や思考力、想像力を培い、豊かな感性や人間味あふれる心、思いやりの心を育み、社会性や協調性を育成していきます。

### 1 読書活動の推進

#### 【現状と課題】

県教育委員会では、本好きな子どもを育てるため、山形県子ども読書活動推進計画を策定（第1次計画(平成18年2月)、第2次計画(平成23年12月。計画期間:平成24年度～平成28年度)）し、学校ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を推進してきました。この結果、読書が好きな児童生徒の割合は小学校75.9%(全国73%)、中学校69.9%(全国69.4%、「平成26年度全国学力・学習状況調査」)と、全国よりも高い状況にありますが、読書が好きという児童生徒は減少傾向にあります。

読書は、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となることから、今後ともより一層「読育」を推進していく必要があります。

一方、情報化社会の進展により、学校では、本を情報として活用できる場が減少しています。このため、学習情報センターとしての学校図書館の環境整備・改善を進めていくとともに、学校や図書館(室)等で活動するボランティア等の養成やスキルアップを図ることが必要です。

#### 【主な取組み】

##### ① 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

学校における「読育」を推進するため、学校図書館への人的配置や図書館改造など施設設備の充実を促進するとともに、PTAや地域読み聞かせ団体等と幅広く連携して、読書活動を取り入れた授業を実施するなど読書活動を充実させます。

また、学校と家庭、地域における「読育」を推進するため、保護者や読み聞かせボランティア等の研修機会を充実するとともに、「読育」フェスティバル等の開催を通し、そのスキルアップを図ります。

##### ② 新たな県計画の策定による読書活動の推進

上記の第2次計画の期間終了後は、その取組みの成果と課題を踏まえて新たな計画を策定し、引き続き、子どもの読書活動を推進します。

## 2 文化芸術活動の推進

### 【現状と課題】

文化芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、青少年に豊かな感性と創造性、情操を涵養するものです。

学校においては、教科指導の充実を中心とした文化芸術活動を推進し、鑑賞及び表現などの幅広い活動を通して、児童生徒の感性を豊かにし、創造性を育み、その表現力を高めようとする取組みを行っています。また、一流の文化芸術にふれる機会を提供することで、最高水準の舞台芸術公演や芸術作品に触れ、感動を体験することで、児童生徒の文化芸術への関心と理解が高まっています。

今後も、市町村や関係団体と連携を図りながら、地域文化や伝統芸能の伝承も含めた文化芸術活動を推進していく必要があります。

### 【主な取組み】

#### ① 児童生徒の文化芸術活動の活性化

学校における芸術に関する教科指導の充実を図るとともに、中学校・高等学校の文化部活動や県高等学校総合文化祭の開催を支援することにより、児童生徒による文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

#### ② 優れた文化芸術に触れる機会の提供

児童生徒の文化芸術に対する理解が深まるよう、良質な文化芸術を鑑賞する機会や、文化芸術に関わる体験学習の機会を提供します。あわせて、各学校においては、山形交響楽団や美術館・博物館をはじめとする県内の文化芸術団体との連携促進に努めます。

#### ③ 次期「やまがた文化振興プラン」を踏まえた施策の推進

県の文化振興所管部局が策定する次期「やまがた文化振興プラン」（平成27年度策定予定）も踏まえ、関係部局と連携して、次代の文化芸術を担う人材の育成や県民の多彩な文化芸術活動の促進等を図ります。

また、建設予定の山形駅西口拠点施設を有効に活用し、文化芸術の鑑賞機会の充実拡大に取り組めます。

#### ④ ふるさと塾の取組みの推進 <主要施策15（1）参照>

### 3 様々な体験活動・奉仕活動の充実

#### 【現状と課題】

本県では、小学校は自然に親しむ体験活動や勤労生産に関わる活動、中学校はボランティア等社会奉仕に関わる活動や職場・職業等に関わる体験活動など、数多くの活動に取り組んでおり、小・中学生ともに地域行事への参加率は、全国より高い状況にあります。

一方で、子どもの日常の遊びや生活体験を通じた学びの姿は、社会の変化とともに変化しており、携帯型ゲーム機を通じた遊びが多く見られ、異年齢集団の外遊びが減っています。また学校の統廃合に伴うスクールバス等の使用により、帰宅後に児童生徒同士で遊ぶことが難しい状況となっており、加えて、地域の大人たちと関わる機会も昔と比べると減少しています。

このため、放課後子ども教室や、地域にある博物館・資料館・科学館等の社会教育施設と連携するなど、成長の段階に応じた様々な体験活動・奉仕活動を充実させていく必要があります。

〈参考〉地域行事に参加している児童生徒の割合

小学6年生 本県 86.3%、全国平均 68.0% / 中学3年生 本県 59.0%、全国平均 43.5%

(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

#### 【主な取組み】

##### ① 体験活動等に係る多様な取組事例の収集・実践

各学校で実施している様々な体験活動や奉仕活動に係る取組事例を収集し、各学校に提供することにより、多様な活動の実践を促進します。

##### ② 学校と家庭・地域が連携した体験活動の推進

各学校において、家庭・地域と連携しながら、伝統芸能の継承やボランティア活動など、地域の実情に応じた様々な体験活動に取り組みます。

##### ③ 地域における様々な体験活動への参加促進

放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域の各種クラブ、子ども会、伝統芸能の継承団体等の活動への地域住民や子どもたちの参加を促進します。

##### ④ 社会教育施設の体験型イベントの充実

少年の自然の家等の社会教育施設が、それぞれの特性を活かして体験型イベントの充実を図り、子どもの自発的な学びを支援します。

【目標指標】		現況値	目標(H32)
① 児童生徒の読書に対する意識の向上	○ 読書が好きな児童生徒の割合	小6	75.9%(H26)
		中3	69.9%(H26)
② 体験活動、奉仕活動の充実			増加させる
○ 保護者や地域と連携した体験活動や奉仕活動を実施した小・中学校の割合	小	97.0%(H26)	100%
	中	97.0%(H26)	

## 主要施策6 健やかな体の育成

健康でたくましい体は、学びを支え、生きていく力の基盤となるものであり、豊かで活力ある人生を送るためには欠かせないものです。

児童生徒一人ひとりが心身の健康の保持増進を図っていくための資質や能力を身に付けられるよう体育科・保健体育科を中核として、学校・家庭・地域が連携し、学校教育活動全体を通じた健康教育を充実させます。

食は「いのち」の根源であり、健康を支え、人間関係を築く大切なものです。偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが深刻化するなどの課題に対応するため、学校と家庭が連携して食育を推進します。

運動部活動も含め学校体育を充実するとともに、子どもたちの運動機会を拡大し、運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験できる取組みを推進することにより、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

### 1 健康教育の充実

#### 【現状と課題】

本県の児童生徒の発育状況（身長、体重、座高）は、全ての年齢で全国平均を上回っています。一方で、肥満傾向児童生徒の出現率もほとんどの年齢で全国平均を上回っており、特に、小学校男子は全国でも上位となっています。

学校では、養護教諭が中心となって、児童生徒の定期健康診断を実施し、学校医の指導のもと、保護者に啓発しながら肥満傾向児童生徒の減少に向けて取り組んできました。今後とも、家庭はもちろん、地域の医療機関と連携を図るなど、更に効果的に取組みを進めていく必要があります。

また、学校では、各種のアレルギー疾患の児童生徒に対する適切な指導、アレルギー反応発症の未然防止及び緊急時等への対応について、体制整備を進めています。アレルギー疾患だけではなく、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する最新の知識と情報を得る機会を充実させ、教職員の指導力向上を図る必要があります。

健康教育を通して、「健康の価値を認識し、自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決する」資質や能力を育成することが求められています。

#### 【主な取組み】

##### ① 学校と家庭・地域が連携した健康の保持・増進の取組み

各学校において学校保健委員会<sup>※</sup>を活用し、学校と家庭・地域が連携して、児童生徒の健康の保持・増進するための取組みを行います。

※ 学校保健委員会：学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営。

##### ② 肥満対策の効果的な推進

肥満の評価方法を統一し、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、学校と家庭、県医師会等の関係機関が連携して、健康相談や保健指導を組織的・継続的に行うなど、児童生徒の肥満対策を効果的に推進します。

③ アレルギー疾患等の健康課題への対応

各学校において、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する児童生徒への指導と緊急時の対応が適切に行われるよう、学校に専門医等を派遣するなど、教職員の研修を充実させます。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年 10 月施行）を踏まえ、児童生徒の基本的な生活習慣の中心に歯磨きを位置付け、学校保健委員会を活用して家庭と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑤ 生活習慣病の予防に向けた取組みの推進

各学校において、家庭・地域と連携しながら、児童生徒に望ましい生活習慣や生活リズムを身に付けさせ、将来の生活習慣病の予防につながる健康教育に取り組みます。

⑥ 受動喫煙防止の取組みの推進

やまがた受動喫煙防止宣言（平成 27 年 2 月制定）を踏まえ、各学校や教育関係施設における敷地内禁煙や子どもたちへの受動喫煙防止に取り組みます。

## 2 食育の推進

### 【現状と課題】

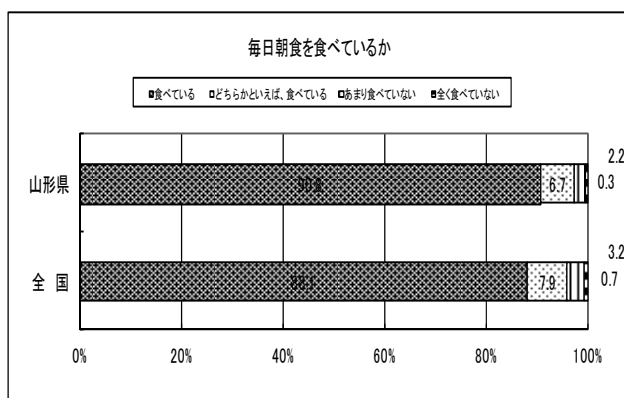
社会環境の変化は、児童生徒の生活リズムにも大きな影響を与えており、中でも、朝食欠食などの食習慣の乱れは、生活習慣病の低年齢化につながるなど、児童生徒の健康への影響が懸念されています。

このため、県教育委員会では、平成 18 年度から計画的に栄養教諭を学校に配置し、栄養教諭が中心となって学校における食育を推進しています。

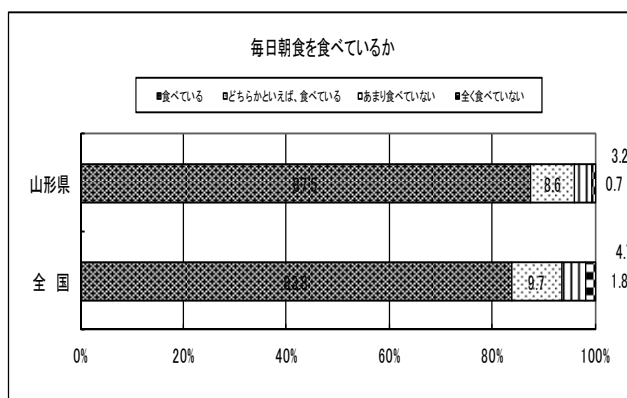
各学校では、食に関する指導の全体計画をもとに、朝食をしっかりと食べるなどの望ましい食習慣や自然の恵み・生産者への感謝の心の育成などに取り組んでいく必要があります。取組みにあたっては、子どもたちの食事のほとんどは家庭で行われていること、農業体験などが高い教育効果を有することを踏まえ、家庭と協力し、関係部局等と連携を図りながら食育を推進していく必要があります。

### ○ 児童生徒の朝食摂取率

#### 【小学 6 年生】



#### 【中学 3 年生】



（資料：文部科学省「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」）



## 【主な取組み】

食は、「いのち」を育む基本であり、食育は、知育・徳育・体育の土台です。全庁的な推進体制である山形県食育・地産地消推進計画（平成23年3月策定。計画期間：平成23年度～平成27年度）のもと、関係部局と連携して、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

### ① 食に感謝する心の育成

栽培、収穫、調理などの体験活動により、食事の重要性を理解させるとともに、自然の恵みや生産者への感謝の心を育成します。

### ② 食による心身の健康づくり

栄養教諭を中心にしながら、各学校における食に関する指導の全体計画に基づき、児童生徒や地域の実態等に応じた指導を充実させ、食による心身の健康づくりを推進します。特に、学校とPTA、地域が連携して子どもたちが毎日しっかりと朝食が摂れるよう各家庭に働きかけます。

### ③ 食を通じた人間関係形成能力の育成

学校と家庭・地域が連携し、一緒に食べることや食事のための諸活動を行うことにより、児童生徒の社会性を育みます。

### ④ 食文化を理解し尊重する心の育成

学校給食への地場産物の積極的活用や郷土食の提供により、学校給食を生きた教材として、食料の生産・流通や地域の食文化への理解促進を図ります。

### ⑤ 6次産業の担い手の育成

農林水産物や地域資源を有効に活用し、関係機関や地域と連携した加工食品開発や商品化の学習を通し、6次産業の担い手の育成につなげます。

### ⑥ 栄養教諭等の指導力向上

食育推進の中心となる栄養教諭等を対象とした給食管理や食に関する指導についての研修を充実することにより、指導力の向上を図り、その専門性を学校現場における食育の取組みに活かします。

#### 〈参考〉関係部局の取組み

栄養・食生活をテーマにした出前講座、食育・食農教育に関する講師派遣、子ども・若者「農育」体験の推進

## 3 体力・運動能力の向上（学校体育等の充実）

### 【現状と課題】

全国的に児童生徒の体力・運動能力の低下が課題となっています。本県児童生徒の状況を見ると、全国的傾向と同様に改善傾向にはあるものの、昭和60年頃と比較すると未だに低い水準に

あります。また、本県の特徴として特に「走る」「投げる」力が全国平均に比べ下回っている状況にあります。

本県生徒の運動部への加入率は、中学2年生男子が85.0%（全国77.1%）、女子が65.1%（全国56.3%）と全国平均を上回っています。しかし、全国的傾向と同様に、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が課題となっています。

（参考）1週間の総運動時間60分未満の生徒の割合（学校の体育の授業を除く）

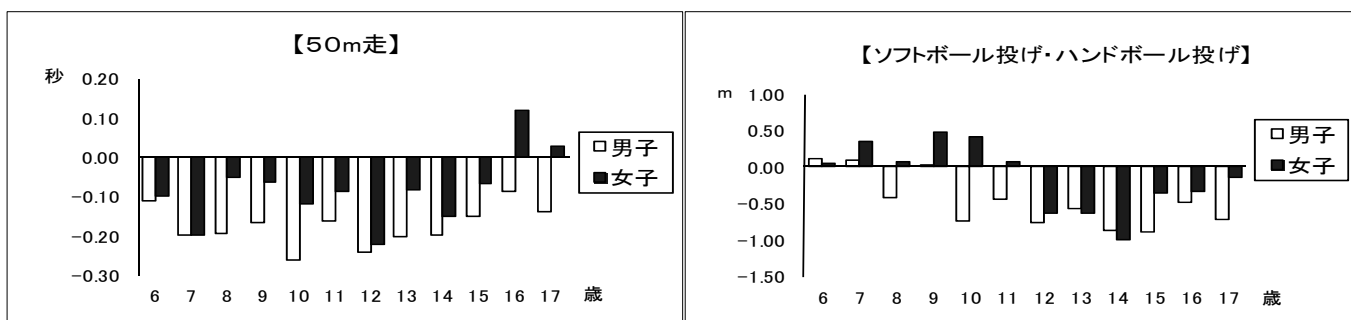
中学校男子：3.6%（全国6.9%）、中学校女子：18.1%（全国21.8%）

（資料：文部科学省「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

このため、幼児期からの運動機会の拡大、小学校をはじめとした体育授業の充実と併せ、学校と家庭・地域が連携して子どもの運動習慣の改善に取り組む必要があります。

また、少子化に伴う各学校の生徒数の減少に対応するため、運動部活動の在り方について、検討を進める必要があります。

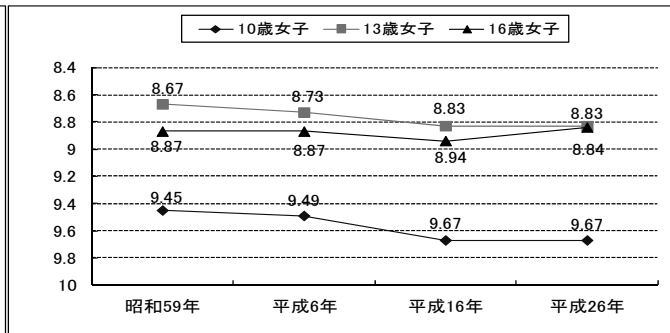
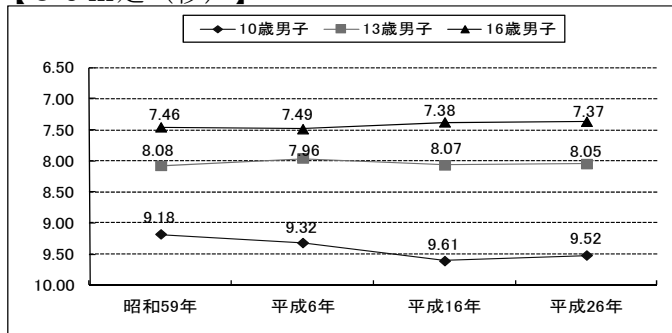
### ○ 体力・運動能力テストの県平均値と全国平均値との差（0.00は全国平均を表す）



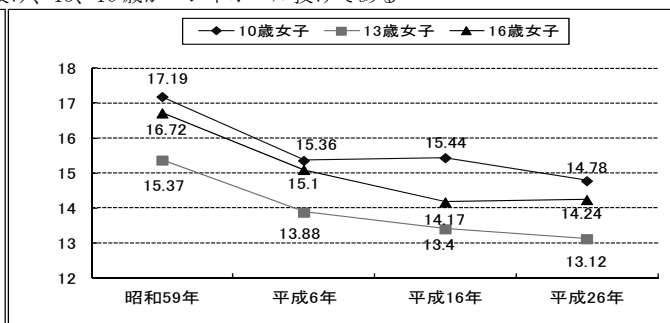
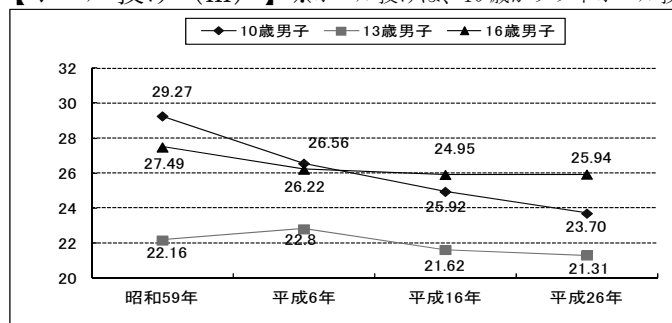
（資料：スポーツ保健課「平成26年度体力・運動能力調査報告書」）

### ○ 体力・運動能力テスト（50m走・ボール投げ）の30年間の推移

#### 【50m走（秒）】



#### 【ボール投げ（m）】 ※ボール投げは、10歳がソフトボール投げ、13、16歳がハンドボール投げである



（資料：スポーツ保健課「平成26年度体力・運動能力調査報告書」）

## 【主な取組み】

### ① 教員の指導力向上と体育授業の充実

子どもの体力向上支援委員会（コンソーシアム）※において、児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を分析し、全県共通の課題意識に基づいた指導方法改善の普及、外部指導者等の派遣、実技指導講習会や研修会の実施により、教員の指導力の向上と体育授業の充実を図ります。

※ 子どもの体力向上支援委員会（コンソーシアム）：県教育委員会、山形大学地域教育文化学部、山形県体育協会が構成し、文部科学省から委託を受け、山形県の子どもの体力向上の取組みを推進する団体のこと。

### ② 運動機会の拡大

幼児期からの運動遊びや冬期間の運動及び児童生徒が楽しさや達成感を実感しながら楽しく運動する方策等について検討し実践することにより、子どもたちが自ら運動する姿勢を育むとともに、運動をする機会の拡大を図ります。

### ③ 学校と家庭・地域が連携した体力向上の取組み

各学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を分析し、家庭に説明することで家庭と課題を共有し、連携して児童生徒の運動習慣の改善に取り組みます。

また、地域のスポーツクラブと連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける運動を推進するとともに、地域の外部指導者を体育授業や運動部活動に活用し、体育に関する活動の充実を図ります。

### ④ 各学校の特色ある取組みの推進

県内の小・中・高等学校が、自校の実態や課題を点検し、それぞれの課題解決に向けた「1学校1取組み」を実践します。

また、各学校に対して、YAMAGATA<sup>やまがた</sup>ドリームキッズ<sup>がた</sup>※が実践している運動プログラムの活用を促します。 ※ 主要施策20 参照

### ⑤ 運動部活動の在り方の検討

生徒数の減少への対応やスポーツ指導者の導入・確保等、運動部活動の形態や運営方法等について検討します。

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
① 児童生徒の食習慣の向上			
○ 毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小6	90.8% (H26)	増加させる
	中3	87.5% (H26)	
② 児童生徒の体力・運動能力の向上			
○ 新体力テストで、「50m走」「ボール投げ」を重点項目として、全国平均以上の項目数の割合	小・中・高	55.9% (H26)	増加させる
○ 運動をしない児童生徒の割合	小・中・高	11.8% (H26)	10.0%以下